

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年6月15日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 万代シティ新潟伊勢丹ビル

所在地 新潟市中央区八千代1丁目6番1号

設置者 株式会社新潟三越伊勢丹

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数 27箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 数 26箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更を予定する年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

平成24年1月29日（但し、軽微変更と認められた場合、その日以降）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成23年9月1日

4 変更しようとする理由

シルバーボウル駐車場の営業を終了するため。

5 届出年月日

平成23年5月30日

6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成23年6月15日から平成23年10月15日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp